

第一回ワーキンググループを踏まえた対応

第一回WGでの意見		対応(案)	
ガイドライン	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 導入により水道事業自体へ与えるメリットも伝えるべき。 	【対応1】 スマートメーター導入メリットのリスト化
	個人情報関連	<ul style="list-style-type: none"> ● スマートメーターで取得する個人情報の確認が必要。 ● 一時間毎の使用水量についても慎重に取扱うべき。 	【対応2】 スマートメーターで取得できる情報の整理
		<ul style="list-style-type: none"> ● 学術研究機関へのデータ提供は、慎重に行うべき。 	【対応3】 スマートメーターで取得した個人情報の利用・提供 【対応4】 学術研究機関へのデータ提供
		<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時のデータ提供について、整理すべき。 ● 災害時のデータ提供は最低限とすべき。 	【対応5】 災害その他非常の場合のデータ提供について整理
		<ul style="list-style-type: none"> ● 同意取得について整理できれば活用の幅が広がる。 	【対応6】 水道情報の利活用事例
実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道事業者毎のデータ取得方法、通信方法を一目でわかるようすべき。 ● メーター価格は、メーター種類でも仕分けもすべき。 ● 通信成功率は、通信回数や通信方式により整理すべき。 	【対応7】 アンケート調査結果の分析方法の追加	
事例集	<ul style="list-style-type: none"> ● 導入状況と導入後にできる利活用を分かり易くアウトプットすべき。 	【対応8】 報告資料におけるアウトプットの工夫	

- 第一回WGでは、事例も含めたガイドラインとして取りまとめると説明
- 資料の分量が多いことから、見やすさ・使いやすさを考え、ガイドラインと事例集を、別資料としてとりまとめ

※資料:水道分野のスマートメーターのデータ利活用に関するガイドライン(案)
水道分野のスマートメーターの導入事例集(案)

○ガイドラインの構成

- 1.ガイドラインの目的と内容
- 2.水道分野のスマートメーターについて
- 3.水道分野のスマートメーター導入によるメリット
- 4.水道分野のスマートメーターのデータの取り扱い
- 5.水道分野のスマートメーターの仕様について
- 6.水道分野のスマートメーターに関する実態調査の結果

○事例集の構成

- 1.水道事業者が実施している具体的なスマートメーターのデータ利活用事例
- 2.水道分野のスマートメーターの導入状況
- 3.水道分野のスマートメーター購入仕様書

ガイドラインの構成		内容
3. 水道分野のスマートメーター導入によるメリット		【対応1】水道分野のスマートメーターの導入によるメリットをリスト化
4. 水道分野のスマートメーターのデータの取り扱い	4.1 水道における個人情報について	水道の使用情報の提供等に関する個人情報の取り扱いについて(令和5年3月16日付事務連絡)
	4.2 水道分野のスマートメーターで取得できる情報について	【対応2】スマートメーターで取得できる情報の整理
	4.3 水道分野のスマートメーターで取得した個人情報の利用・提供	【対応3】スマートメーターで取得した個人情報の利用・提供
	4.4 学術研究機関へのデータ提供について	【対応4】学術研究機関へのデータ提供
	4.5 災害その他非常の場合のデータ提供について整理	【対応5】災害その他非常の場合のデータ提供について整理
	4.6 個人情報保護法を踏まえたデータ利活用の事例	【対応6】水道情報の利活用事例
5. 水道分野のスマートメーターの標準的な仕様		委員説明資料(水道技術研究センター)
6. 水道分野のスマートメーターの関する実態調査		【対応7】アンケート調査結果の分析方法の追加
事例集の構成		内容
1. 水道事業者が実施している具体的なデータ利活用事例		委員説明資料(湖西市環境部、東京都水道局)
2. 水道分野のスマートメーターの導入状況		・全国の水道事業者のスマートメーター導入状況を取りまとめ 【対応8】報告資料におけるアウトプットの工夫
3. 水道分野のスマートメーターの購入時の仕様書		水道事業者のスマートメーター購入時の特記仕様書を6事例紹介

【対応1】スマートメーター導入メリットのリスト化

【対応1】スマートメーター導入メリットのリスト化

- 上下水道DX推進事業で支援している水道事業者の取組をリスト化
- 水道分野のスマートメーターの導入によるメリットとして、具体的な利活用方法、期待される効果、実施状況を示す。

利用目的	利活用方法	期待される効果	上下水道DX推進事業での実施状況	
			実装済	検証中
水道事業の目的	検針の自動化	検針業務の効率化、検針員不足の緩和、使用量通知の電子化促進、料金調定・減免処理コストの削減	東京都、湖西市、輪島市、留萌市、新富町、名取市	白馬町、飯綱町、豊橋市
	管網維持管理の高度化	詳細な配水量分析、管路口径の適正化、配水管網内の漏水検知、最適な配水制御		東京都、飯綱町、湖西市
	宅内漏水の検知	宅内漏水の早期発見、メーター側での漏水判定、漏水判定を含むメーター管理システムの諸機能	東京都、湖西市、輪島市、留萌市、名取市	飯綱町、豊橋市
	災害対策への活用	漏水・断水状況の推測、災害時及び防災計画への活用	東京都、輪島市、留萌市	湖西市
	データの見える化	毎日使用量や料金の把握、利用者意識の変化、請求金額の低減	東京都、留萌市	湖西市、輪島市、新富町、豊橋市
	適切な料金	豪雪地帯での暫定料金の解消	留萌市	白馬町
	時間帯別水道料金	生活様式に応じた料金形態、夜間電力による動力費削減		湖西市
	ペーパーレス化	検針表、請求書を電子配信へ移行	東京都、湖西市、留萌市	新富町
水道事業の目的以外	高齢者等の見守り	高齢者等の安否確認、高齢者等の健康管理	東京都	湖西市、名取市、半田市

【対応2】スマートメーターで取得できる情報の整理

➤ 個人情報(法第2条第1項関係)

1. この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。)
 - ② 個人識別符号が含まれるもの

●個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)P32

「個人情報」とは、生存する「**個人に関する情報**」であつて、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)」(法第2条第1項第1号)、又は「個人識別符号が含まれるもの」(同項第2号)をいう。

「**個人に関する情報**」とは、**氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報**に限られず、ある**個人の身体、財産、職種、肩書等の属性**に関して、**事実、判断、評価を表す全ての情報**であり、**評価情報、公刊物等によって公にされている情報**や、**映像、音声による情報**も含まれ、**暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。**

●個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)P33

【個人情報に該当する一般的な事例】

事例1) 本人の氏名

事例2) 生年月日、連絡先(住所・居所・電話番号・メールアドレス)、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例4) 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

事例5) 特定の個人を識別できるメールアドレス(kojin_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example社に所属するコジイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等)

事例6) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報(取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。)

事例7) 官報、電話帳、職員録、法定開示書類(有価証券報告書等)、新聞、ホームページ、SNS(ソーシャル・ネットワークキング・サービス)等で公にされている特定の個人を識別できる情報

- 水道分野のスマートメーターで取得できる情報は、情報単体で特定の個人を識別できる場合だけではなく、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる場合も個人情報に当たる。
- 水道分野のスマートメーターで取得できる情報の利活用を行う上で、個人情報の整理は不可欠
- 個人情報保護法第2条第1項等を踏まえ、「水道事業者が水道分野のスマートメーターで取得できる情報(例)」と「個人情報該当性を判断する上での参考資料」を整理

○水道分野のスマートメーターで取得できる情報(例)

スマートメーターで取得できる情報	個人情報該当性を判断する上での参考資料
氏名	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)P32 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、<u>ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報</u>であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。 ○ 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)P33 <p>【個人情報に該当する一般的な事例】</p> <p>事例1) 本人の氏名</p> <p>事例2) 生年月日、連絡先(住所・居所・電話番号・メールアドレス)、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報</p> <p>事例6) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報</p>
住所	
電話番号	
水道使用量(2か月単位)	
水道使用量(1時間単位)	
水道料金	
データ送信年月日	
電波強度、品質	
アラーム情報(漏水情報)	
お客様番号(水栓番号)	
メーター番号	
メーター口径	
メーター検定有効期間	
メーターの設置日	

【対応3】スマートメーターで取得した個人情報の 利用・提供

(個人情報の保有の制限等)

第61条 **行政機関等は**、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、**その利用目的をできる限り特定**しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により**特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて**、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、**利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない**

●個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け) P68

【利用目的以外の目的のための利用及び提供の制限との関係】

利用目的以外の目的のための利用及び提供が**恒常的に行われる場合は、法第61条第3項に基づく利用目的の変更に該当し、臨時的に行われる場合は、法第69条第2項の規定に基づく利用目的以外の目的のための利用及び提供に該当する。**

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように**利用目的を設定しておく必要がある。**

(利用及び提供の制限)

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、**利用目的以外の目的のために保有個人情報**を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、**行政機関の長等は**、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、**利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる**。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 **本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。**

二 **行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。**

三 **他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。**

四 **前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。**

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

- スマートメーターで取得できる情報の利活用において、利用目的以外の目的のための利用及び提供について恒常的に行うことを、個人情報の取得前から**予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておく必要がある。**
- 臨時的に行われる場合においては、法第69条第2項の規定に基づく利用目的以外の目的のための利用及び提供に該当する必要があることから、法第69条第2項第1号から第4号までの説明及び一般的な例を例示

保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる場合	説明 ※個人情報保護法についての事務対応ガイド(行政機関等向け)等を参照	一般的な例
<p>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき (法69条第2項第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の同意があるとき(必ずしも書面でなくともよい) ○ 本人が判断できる能力を有していない場合は、親権者等から同意が必要。 ○ 「本人に提供するとき」とは、行政機関の長等の判断により本人に提供する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人から試験結果の提供を求められた場合に本人に対して提供をする場合
<p>行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき(法69条第2項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一の行政機関等の内部で、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用。相当の理由があるときとは、社会通念上、客観的にみて合理的な理由。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ A市水道局内部 ○ B市水道課内部
<p>他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき(法69条第2項第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供。相当の理由があるときとは、社会通念上、客観的にみて合理的な理由。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ A市水道局⇒A市下水道局 ※ A市内の水道局や下水道局が、個人情報保護法上、それぞれ別の機関である場合 ○ A市水道局⇒B市水道局
<p>上記に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき(法69条第2項第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。 ○ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。 ○ 保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提供を受ける者が学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供するとき

【対応4】学術研究機関へのデータ提供

個人情報保護法（利用及び提供の制限）

第69条 **行政機関の長等**は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 ～ 三（略）

四 前三号に掲げる場合のほか、**専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき**、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

●個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）P109

「**専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき**」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。これらの場合には、提供した保有個人情報について特定の個人が識別することができない形で用いられることが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則禁止の例外としたものである。

「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。

なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究の目的とは解されない。

- 水道分野のスマートメーターで取得できる情報のうち「学術研究機関においてデータ利活用が想定される情報」を例示し、利活用における留意点を整理。

○学術研究機関において利活用が想定される情報(例)

スマートメーターにより取得できる情報

氏名

住所

電話番号

水道使用量(2か月単位)

水道使用量(1時間単位)

水道料金

データ送信年月日

電波強度、品質

アラーム情報(漏水情報)

お客様番号(水栓番号)

メーター番号

メーター口径

メーター検定有効期間

メーターの設置日

●学術研究機関へのデータ提供

- ✓ 提供元において他の情報と容易に照合することができ、特定の個人を識別することができる場合には、「学術研究機関においてデータ利活用が想定される情報」は、提供元において個人情報となる。
- ✓ 学術研究機関へ提供する際は、安全管理等の観点から、**氏名、住所など学術研究に不要と思われる情報の項目は削除するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。**

【対応5】災害その他非常の場合のデータ提供 について整理

水道法

(災害その他非常の場合における連携及び協力の確保)

第39条の2 国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、**相互に連携を図りながら協力**するよう努めなければならない。

○水道法逐条解説 水道法第39条の2関係

生活用水の供給は、災害その他非常の場合にあっても行われる必要があり、応急給水の実施または水道施設の速やかな復旧により、その適切な供給を維持する必要がある。そのため、災害その他非常の場合において、水道の需要者に対して応急の給水を行うため、また、応急復旧の人的・物的資源の不足に備えるため、国、都道府県、市町村及び水道事業者等は、相互に連携を取りながら協力するよう努めなければならない。

「災害その他非常の場合」とは、自然災害のほか、水源に毒物が混入したことによる給水不能、大火事等の場合が考えられる。

➤ 災害その他非常の場合に、水道分野のスマートメーターで取得した情報を応援水道事業者へ提供する場合について整理。

○災害時に利活用が想定される情報(案)

スマートメーターにより取得できる情報	
氏名	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水道法39条の2では、国、都道府県、市町村及び水道事業者等は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないと規定 ✓ 災害時等において、速やかな水道施設の復旧等を行うためには、特に応援水道事業者が個人情報(住所等)を含める漏水箇所の情報を把握する必要性 ✓ 提供元の水道事業者が漏水箇所の情報を提供することをあらかじめ想定している場合、利用目的に含め、利用目的のために利用・提供することが望ましい。(個人情報保護法第61条、第69条第1項) ✓ 臨時的に行われる場合は、提供先が「別の行政機関等」(応援水道事業者)であれば法第69条第2項第3号の規定に基づく利用目的以外の目的のための提供の該当性を検討することとなるが、保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することについて、同号を根拠として提供する場合は、「相当の理由」が必要。 ✓ 法第69条第2項第3号の「相当の理由」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められ、保有個人情報の性質・内容、当該保有個人情報の「提供元の利用目的」と「提供先の利用目的」との関連性、利用の必要性、利用の態様及びこれらから想定される本人への影響の程度等を総合的に勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなる。 ✓ 個人情報の提供を受けた応援水道事業者は、不要になった段階で個人情報の消去又は個人情報を含む媒体を廃棄すべきである。
住所	
電話番号	
水道使用量(2か月単位)	
水道使用量(1時間単位)	
水道料金	
データ送信年月日	
電波強度、品質	
アラーム情報(漏水情報)	
お客様番号(水栓番号)	
メーター番号	
メーター口径	
メーター検定有効期間	
メーターの設置日	

【対応6】水道情報の利活用事例

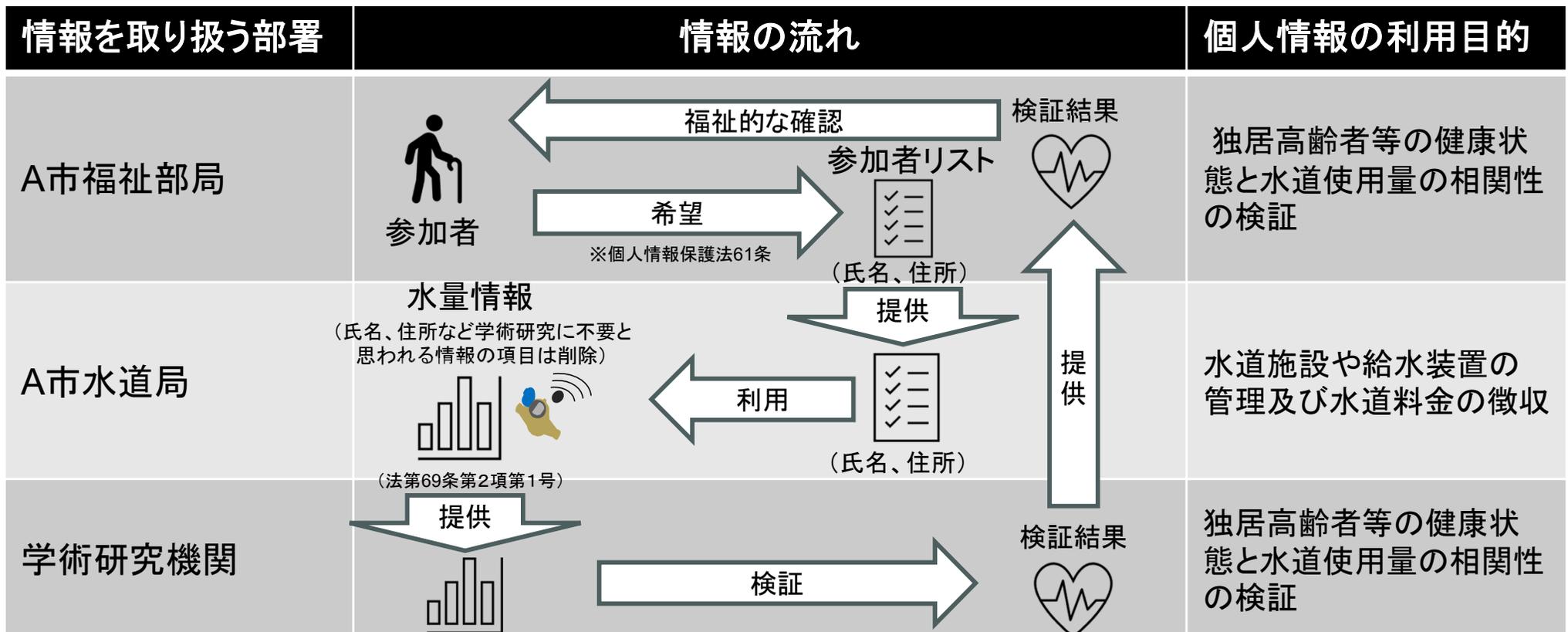
A市では独居高齢者の健康状態と水道使用量の相関性の検証について、学術研究機関により実施するため、A市福祉課が主導となり、本検証への参加者を募り、本人の同意を取得したうえで、水道分野のスマートメーターによりA市水道局が取得した時間毎の水量情報等を氏名、住所など学術研究に不要と思われる情報の項目は削除するなどして学術研究機関へ提供し、検証することとした。

○スマートメーターで取得した水量情報等を学術研究機関へ提供することについて

A市福祉部局がA市水道局へ情報提供する旨及びA市水道局が学術研究機関へ水量情報を提供する旨を、あらかじめ利用目的として特定しておくことで、利用目的のために情報提供を行うことが可能となる。(個人情報保護法第61条、第69条第1項)

このため、A市福祉部局においてA市水道局へ情報提供する旨及び、A市水道局において学術研究機関へ水量情報を提供する旨をあらかじめ利用目的として特定しておくことが望ましい。

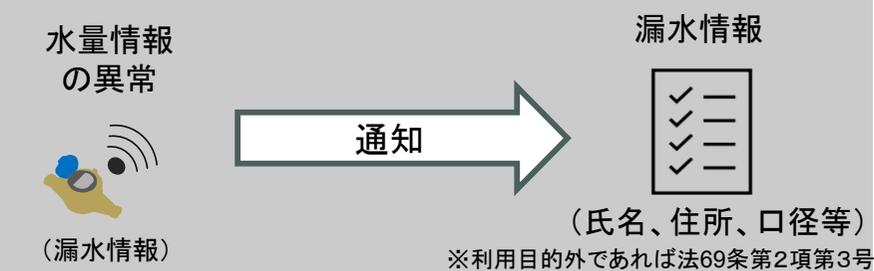
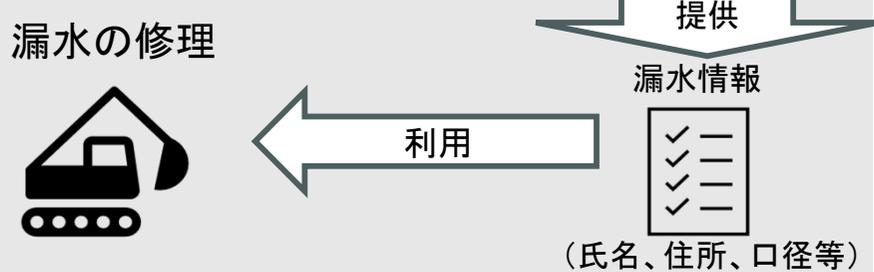
ただし、このような利用目的を特定していない場合においても、健康状態と水道使用量の相関性の検証をすることについて本人に同意をとっていることを踏まえ、法第69条第2項第1号に該当すると判断することも可能と考えられる。



災害その他非常の場合において、被災したA市水道局が、水道分野のスマートメーターで取得した一般住宅や集合住宅等の漏水情報を応援水道事業者(B市水道局)へ提供し、水道の早期復旧に活用する事例

○スマートメーターで取得した漏水情報を応援水道事業者へ提供することについて

災害その他非常の場合において、被災したA市水道局が、水道分野のスマートメーターで取得した漏水情報を応援水道事業者(B市水道局)へ提供する旨をあらかじめ利用目的として特定しておくことで、利用目的のために情報提供を行うことが可能となる(個人情報保護法第61条、第69条第1項)。ただし、このような利用目的を特定していない場合においても、応援水道事業者(B市水道局)への情報提供は、被災地において地域住民の生活に不可欠な水道を早期復旧し、地域生活の迅速な回復に資するという観点より、生命・身体保護の緊急性、非代替性を有するため「相当の理由があるとき」(法第69条第2項第3号)に該当し、情報提供できると判断することも可能と考えられる。

情報を取り扱う主体	情報の流れ	個人情報の利用目的
A市水道局		スマートメーターで確認した漏水情報について、水道の早期復旧に活用するため、応援水道事業者へ通知する
応援水道事業者 (B市水道局)		漏水箇所の修繕

大規模災害時等において、水道分野のスマートメーターで取得した一般住宅や集合住宅等の水道使用情報を、当該個人の避難誘導等のために防災部局の照会に応じ回答してよいか。

○スマートメーターで取得した水道使用情報を災害対応機関へ提供することについて

水道分野のスマートメーターで取得した水道使用情報を避難誘導等の災害対応へ活用する場合、あらかじめ利用目的として特定しておくことで、利用目的のために防災部局の照会に応じ回答できる(個人情報保護法第61条、第69条第1項)。ただし、防災部局への提供について利用目的として特定していない場合においても、A市水道局が水道分野のスマートメーターで取得した水道使用情報を確認した上で、水道を使用している本人の避難誘導を実施し、人命救助のために情報を活用するため、防災部局の照会に応じ回答できると判断することも可能と考えられる。(「相当の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第3号)に該当。)

情報を取り扱う主体	情報の流れ	個人情報の利用目的
A市水道局	(現状の水道使用状況) 照会 確認 水道使用情報 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> (氏名、住所等) <small>利用目的外であれば法第69条第2項第3号)</small>	水道施設や給水装置の管理及び水道料金の徴収
A市防災部局	河川氾濫の恐れ等 水道使用情報による在宅者 回答 水道使用情報 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> (氏名、住所等)	避難誘導を実施するために関係機関へ提供
災害対応機関 (消防、警察、民間等)	 避難誘導等 水道使用情報 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> (氏名、住所等)	避難等の実施

【対応7】アンケート調査結果の分析方法の改善

- ①水道事業者毎のデータ取得方法、通信方法を一目でわかるようすべき
- ②「メーター価格」は、メーター種類でも仕分けもすべき
- ③「通信成功率」は、通信回数や通信方式により整理すべき

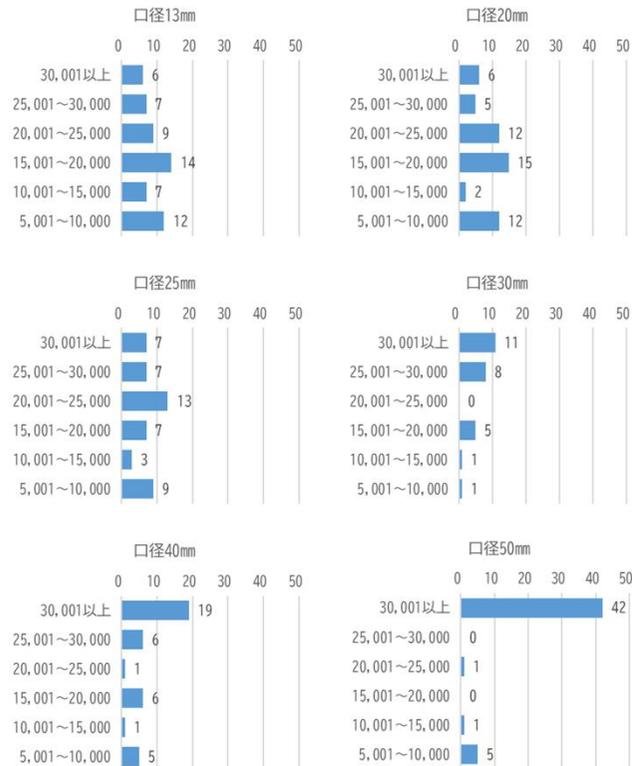
①「水道事業者の基本情報」に、「水道情報の利活用」、「ネットワーク方式」、「データ取得頻度」「メーター機種」を追加

都道府県	事業者名	事業者名称	給水人口	給水戸数	スマートメーター導入戸数	水道情報の利活用						主なネットワーク接続方式	データ取得頻度	主なスマートメーターの機種
						漏水検知	配水管管路口径の最適化	時間帯別料金設定	災害対策	見守りサービス	見える化			
北海道	留萌市	留萌市水道事業	18,254	9,348	485	○			○		○	①スター型	1回/日	①羽根車式
北海道	浦河町	浦河町水道事業	9,115	5,256	9						○	①スター型	1回/日	①羽根車式
北海道	紋別市	紋別市水道事業	18,669	10,843	84	○						①スター型		①羽根車式
北海道	余市町	余市町水道事業	16,508	8,684	30							②ツリ型	1回/月	①羽根車式
北海道	本別町	本別町水道事業	4,317	2,468	4		○		○			①スター型	1回/月	①羽根車式
北海道	千歳市	千歳市水道事業	97,061	45,883	183	○						①スター型	1回/月	①羽根車式
北海道	芽室町	芽室町水道事業	14,624	7,055	6						○		1回/月	②電磁式
北海道	栗山町	栗山町水道事業	10,741	5,679	8	○						①スター型	1回/日	①羽根車式
北海道	伊達市	伊達市水道事業	27,096	14,845	4							①スター型	1回/月	①羽根車式
北海道	長幌上水道企業団	長幌上水道企業団水道事業	17,475	8,468	71	○						①スター型		②電磁式
北海道	北広島市	北広島市上下水道事業	56,283	23,875	14		○					①スター型	1回/月	①羽根車式
北海道	音更町	音更町上下水道事業	39,954	18,006	25							①スター型	1回/日	①羽根車式
北海道	安平町	安平町水道事業	6,439	3,415	841	○				○		①スター型	1回/日	①羽根車式
青森県	鶴田町水道事業	鶴田町水道事業	11,190	4,244	13							①スター型	1回/日	
岩手県	久慈市	久慈市水道事業	29,501	14,518	9	○					○	④共同検針	1回/日	
宮城県	塩竈市	塩竈市水道事業	57,551	26,352	15	○						①スター型	1回/日	①羽根車式
宮城県	名取市	名取市水道事業	79,665	33,628	1,073	○						④共同検針	1回/時	①羽根車式
宮城県	大崎市	大崎市水道事業	118,365	52,607	30							④共同検針	1回/月	①羽根車式
宮城県	大和町	大和町水道事業	26,845	12,026	10						○	①スター型	1回/日	
秋田県	大仙市	大仙市上下水道事業	52,370	24,221	30						○	①スター型	1回/日	①羽根車式
福島県	矢吹町	矢吹町水道事業	15,590	5,081	5	○	○	○		○			1回/日	①羽根車式
茨城県	ひたちなか市	ひたちなか市水道事業	150,190	72,463	5	○						①スター型	1回/日	①羽根車式
茨城県	古河市	古河市水道事業	136,267	63,041	6						○	①スター型	1回/日	①羽根車式
茨城県	神栖市	神栖市水道事業	87,733	35,206	60						○	①スター型		②電磁式
茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市水道事業	36,444	15,321	20	○					○	①スター型	1回/日	②電磁式
茨城県	境町	境町水道事業	23,184	9,002	5							①スター型	1回/日	
茨城県	河内町	河内町水道事業	6,826	2,648	1						○	①スター型	1回/日	①羽根車式
茨城県	小美玉市	小美玉市水道事業	37,434	15,545	13	○						①スター型	1回/日	②電磁式
茨城県	鉾田市	鉾田市水道事業	41,389	12,833	5							①スター型	1回/日	①羽根車式
栃木県	大田原市	大田原市水道事業	64,099	28,428	3					○		①スター型	1回/日	①羽根車式
群馬県	安中市	安中市水道事業	54,175	24,813	10						○	①スター型	1回/日	②電磁式

②「メーター価格」において、メーターの種類(羽車式と電磁式)による分析を追加

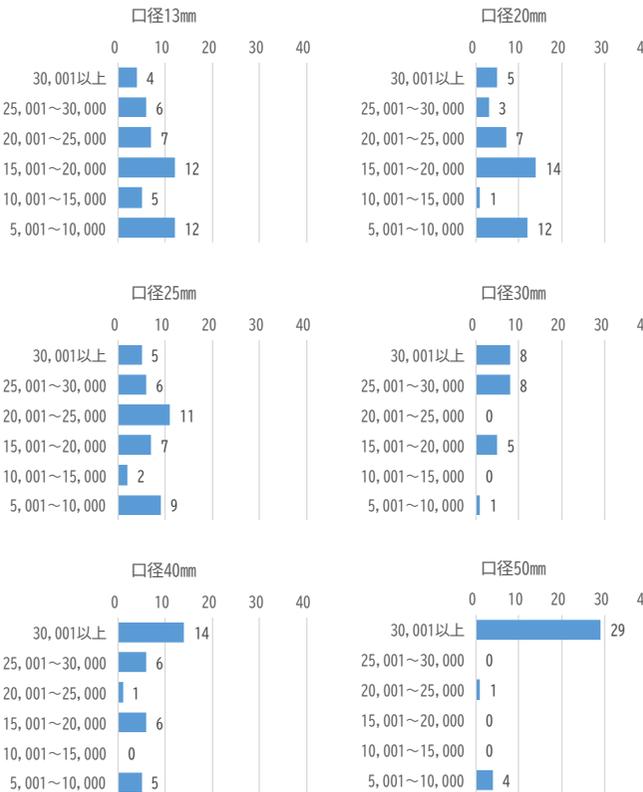
・メーター全種類の価格

	口径13mm	口径20mm	口径25mm	口径30mm	口径40mm	口径50mm
30,001以上	6	6	7	11	19	42
25,001~30,000	7	5	7	8	6	0
20,001~25,000	9	12	13	0	1	1
15,001~20,000	14	15	7	5	6	0
10,001~15,000	7	2	3	1	1	1
5,001~10,000	12	12	9	1	5	5
平均金額	24,053	23,645	25,754	38,354	37,747	95,716
最低金額	6,380	6,700	7,600	9,000	7,600	7,600
最高金額	150,000	137,200	138,600	161,600	174,500	1,167,000



・羽根車式の価格

	口径13mm	口径20mm	口径25mm	口径30mm	口径40mm	口径50mm
30,001以上	4	5	5	8	14	29
25,001~30,000	6	3	6	8	6	0
20,001~25,000	7	7	11	0	1	1
15,001~20,000	12	14	7	5	6	0
10,001~15,000	5	1	2	0	0	0
5,001~10,000	12	12	9	1	5	4
平均金額	19,839	21,251	23,196	33,932	31,453	89,052
最低金額	6,380	6,700	7,600	9,000	7,600	7,600
最高金額	119,600	137,200	138,600	161,600	174,500	1,167,000



・電磁式の価格

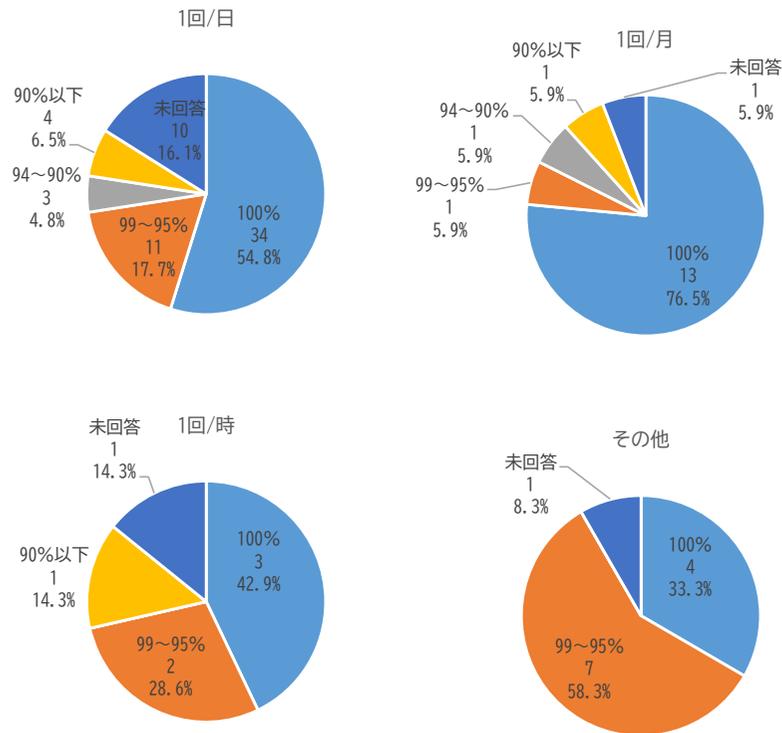
	口径13mm	口径20mm	口径25mm	口径30mm	口径40mm	口径50mm
30,001以上	2	1	2	2	4	12
25,001~30,000	1	2	0	0	0	0
20,001~25,000	2	3	2	0	0	0
15,001~20,000	1	0	0	0	0	0
10,001~15,000	0	0	0	0	0	0
5,001~10,000	0	0	0	0	0	0
平均金額	60,750	43,365	54,463	99,800	92,925	131,425
最低金額	20,000	20,600	21,600	38,000	41,500	32,900
最高金額	150,000	137,200	138,600	161,600	174,500	391,200



③「通信成功率」において、通信回数や通信方式による分析を追加

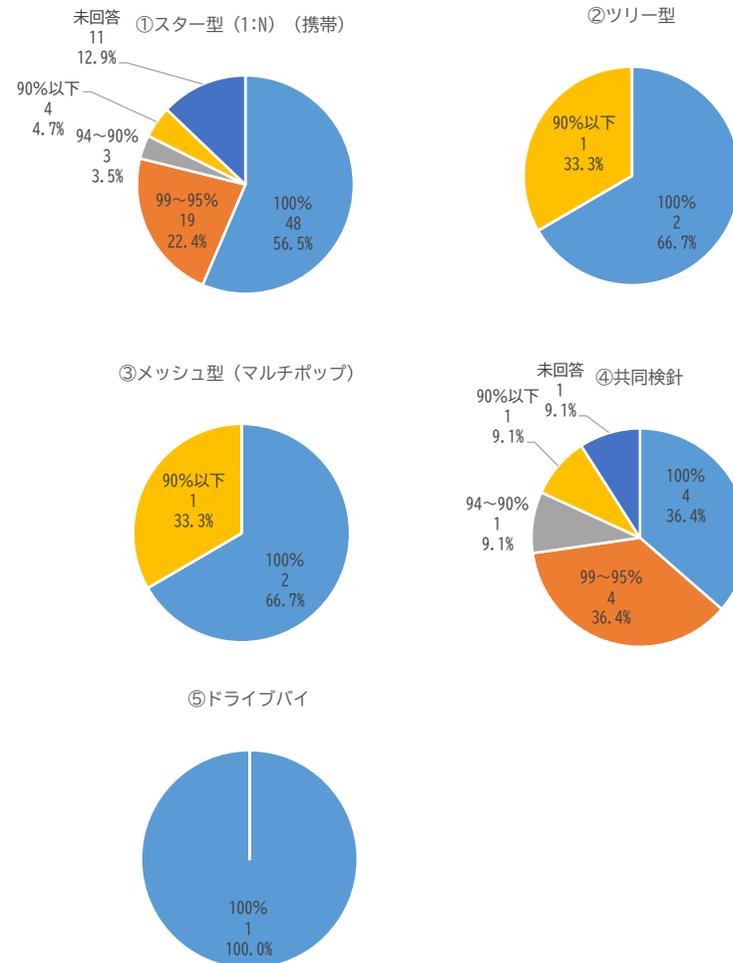
・通信回数による通信成功率

通信回数	100%	99~95%	94~90%	90%以下	未回答
1回/日	34	11	3	4	10
1回/月	13	1	1	1	1
1回/時	3	2	0	1	1
その他	4	7	0	0	1



・通信方法による通信成功率

通信方法	100%	99~95%	94~90%	90%以下	未回答
①スター型 (1:N) (携帯)	48	19	3	4	11
②ツリー型	2	0	0	1	0
③メッシュ型 (マルチポップ)	0	0	0	0	0
④共同検針	4	4	1	1	1
⑤ドライブバイ	1	0	0	0	0



【対応8】事例集における目次の修正

- 導入後の利活用を分かり易くアウトプットするため、事例集の目次を修正
- スマートメーターの導入戸数や機種、ネットワーク接続方式、利活用を見える化

目次

都道府県	事業者名	給水区 域内人口	給水 戸数	スマートメーターについて			情報の利活用					
				導入 戸数	主な機種	ネットワー ク接続方式	口径 最適化	時間帯 別料金	災害 対策	デー タ見える 化	見守り サービス	
01 北海道	留萌市水道事業	18,254人	9,348戸	486戸	羽根車式	スター型				○	○	
01 北海道	余市町水道事業	16,508人	8,684戸	30戸	羽根車式	ツリー型						
01 北海道	本別町水道事業	4,317人	2,468戸	4戸	羽根車式	スター型	○		○			
01 北海道	千歳市水道事業	97,061人	45,833戸	183戸	羽根車式	スター型						
01 北海道	北広島市水道事業	56,283人	23,875戸	14戸	羽根車式	スター型	○					
01 北海道	音更町水道事業	39,954人	18,006戸	25戸	羽根車式	スター型						
01 北海道	安平町水道事業	6,439人	3,415戸	841戸	羽根車式	スター型						○
04 宮城県	塩竈市水道事業	57,551人	26,352戸	15戸	羽根車式	スター型						
04 宮城県	名取市水道事業	79,665人	33,628戸	1,073戸	羽根車式	共同検針						
04 宮城県	大崎市水道事業	118,365人	52,607戸	30戸	羽根車式	共同検針						
04 宮城県	大和町水道事業	26,845人	12,026戸	10戸	隔測器のみ	スター型					○	
05 秋田県	大仙市水道事業	52,370人	24,221戸	30戸	羽根車式	スター型					○	
08 茨城県	古河市水道事業	136,267人	63,041戸	6戸	羽根車式	スター型				○		
08 茨城県	神栖市水道事業	87,733人	35,206戸	60戸	電磁式	スター型					○	
08 茨城県	常陸大宮市水道事業	36,444人	15,321戸	20戸	電磁式	スター型					○	
08 茨城県	小美玉市水道事業	37,434人	15,545戸	13戸	電磁式	スター型						○
08 茨城県	鉾田市水道事業	41,389人	12,833戸	5戸	羽根車式	スター型						
09 栃木県	大田原市水道事業	64,099人	28,428戸	3戸	羽根車式	スター型						○
10 群馬県	安中市水道事業	54,175人	24,813戸	10戸	電磁式	スター型					○	
11 埼玉県	深谷市水道事業	138,155人	62,346戸	50戸	羽根車式	スター型						
13 東京都	東京都水道事業	13,847,000人	8,130,000戸	30,000戸	羽根車式	スター型	○		○	○	○	
13 東京都	昭島市水道事業	115,727人	58,295戸	5戸	羽根車式	スター型						
15 新潟県	十日町市水道事業	46,101人	19,038戸	196戸	羽根車式	スター型						
16 富山県	高岡市水道事業	148,148人	68,384戸	27戸	羽根車式	共同検針						
16 富山県	富山市水道事業	400,715人	197,823戸	47戸	羽根車式	共同検針						
17 石川県	輪島市水道事業	19,063人	8,707戸	1,419戸	羽根車式	共同検針				○		
17 石川県	羽咋市水道事業	19,100人	8,040戸	203戸	羽根車式	スター型				○	○	○
17 石川県	かほく市水道事業	35,749人	14,228戸	10戸	羽根車式	スター型						

目次 (つづき)

都道府県	事業者名	給水区 域内人口	給水 戸数	スマートメーターについて			情報の利活用					
				導入 戸数	主な機種	ネットワー ク接続方式	口径 最適化	時間帯 別料金	災害 対策	デー タ見える 化	見守り サービス	
20 長野県	松本市上下水道局	199,640人	95,599戸	15戸	羽根車式	スター型						
20 長野県	木島平村水道事業	3,840人	2,378戸	140戸	羽根車式	ツリー型						
20 長野県	東御市水道事業	26,738人	12,303戸	23戸	羽根車式	スター型						
20 長野県	安曇野市水道事業	94,727人	40,630戸	22戸	羽根車式	スター型						
21 岐阜県	下呂市水道事業	29,254人	12,036戸	13戸	羽根車式	スター型					○	
21 岐阜県	本巣市水道事業	29,907人	11,177戸	702戸	羽根車式	共同検針					○	○
22 静岡県	焼津市水道事業	133,860人	60,823戸	2戸	電磁式	スター型						
22 静岡県	湖西市水道事業	56,625人	25,026戸	10,556戸	羽根車式	共同検針	○	○				
22 静岡県	牧之原市水道事業	35,600人	16,130戸	1戸	羽根車式	スター型						
23 愛知県	豊橋市水道事業	367,142人	172,880戸	573戸	羽根車式	共同検針					○	
23 愛知県	蒲郡市水道事業	77,005人	33,762戸	20戸	無線通信機能 付き表示機(隔 測表示機用)	スター型						
23 愛知県	豊田市水道事業	415,736人	179,930戸	25戸	羽根車式	スター型						
23 愛知県	春日井市水道事業	306,423人	149,716戸	2戸	電磁式	スター型						
23 愛知県	刈谷市水道事業	152,578人	69,851戸	63戸	羽根車式	スター型						
23 愛知県	常滑市水道事業	58,672人	26,018戸	34戸	羽根車式	スター型					○	
24 三重県	尾鷲市水道事業	15,284人	8,691戸	6戸	電子式	ツリー型						
27 大阪府	大阪市水道事業	2,800,023人	1,741,618戸	250戸	羽根車式	スター型						
28 兵庫県	姫路市水道事業	522,289人	247,224戸	29戸	羽根車式	スター型						
28 兵庫県	伊丹市水道事業	200,641人	95,138戸	28戸	羽根車式	スター型					○	
28 兵庫県	赤穂市水道事業	44,564人	23,001戸	27戸	羽根車式	スター型						
30 和歌山県	白浜町水道事業	19,975人	11,060戸	27戸	電磁式	スター型						
33 岡山県	新見市水道事業	23,878人	11,349戸	117戸	羽根車式	スター型						
33 岡山県	里庄町水道事業	10,511人	4,404戸	11戸	電磁式	スター型					○	
34 広島県	三次市水道事業	42,108人	19,951戸	21戸	羽根車式	スター型					○	
35 山口県	下松市水道事業	55,558人	26,331戸	2戸	電磁式	スター型						
38 愛媛県	大洲市水道事業	35,957人	17,882戸	5戸	羽根車式	スター型						
38 愛媛県	愛南町水道事業	17,519人	10,109戸	88戸	羽根車式	共同検針						
41 佐賀県	唐津市水道事業	103,658人	46,253戸	200戸	羽根車式	スター型					○	
42 長崎県	長崎市水道事業	381,512人	216,250戸	28戸	羽根車式	スター型						
45 宮崎県	串間市水道事業	15,054人	7,833戸	27戸	羽根車式	スター型						
45 宮崎県	新富町水道事業	13,464人	5,926戸	1,562戸	羽根車式	スター型					○	
47 沖縄県	宮古島市水道事業	54,769人	27,863戸	54戸	羽根車式	スター型				○	○	

ガイドライン及び事例集の審議